

令和 7 年度
(令和8年4月1日採用)

尾鷲市職員採用候補者試験案内

第1次試験：令和8年2月15日（日）

受付期間：令和8年1月16日（金）～2月4日（水）

郵送の場合：2月4日（水）午後5時必着

（※郵便は簡易書留郵便に限ります。）

1 採用職種及び予定者数

採用職種	主な職務内容	採用予定者数
事務職	行政各分野に関する業務全般に従事します。	若干名
土木技師	土木事業の設計、施工管理等に関する土木業務全般に従事します。	1名程度
建築技師	建築工事の計画、施工管理等に関する建築業務全般に従事します。	1名程度
保健師	健康増進、社会福祉サービスの推進等に関する福祉業務全般に従事します。	2名程度

2 受験資格

（1）試験区分、生年月日及び資格等

＜年齢及び資格・免許等の条件を満たしていること＞

試験区分	生年月日	資格・免許等
事務職	平成2年4月2日以降に生まれた人	学校教育法で定める大学、短大（専門学校を含む。）、高等学校を卒業した人（令和8年3月卒業見込みを含む）。ただし、大学中退の人で、2年以上在学し、かつ62単位以上取得した人は短大卒と同様の区分となります。
土木技師		
建築技師	昭和55年4月2日以降に生まれた人	
保健師		保健師の資格を取得しているか、または、令和8年春季までに資格取得見込みの人。

（注）卒業見込みの場合は、後日、別途卒業証明書の提出が必要になります。

（2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人【参考1】

○その他

- ・身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず**2月12日(木)**
午後5時までに電話等で相談してください。

- ・日本国籍を有しない人（外国籍の人）も受験できます。
(ただし、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職への任用はできません。)【参考2】
- ・受験資格の有無、申込書記載事項の真否について確認をします。なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

3 試験方法

試験区分		試験種目	試験内容	
第一 次 試 験	事務職	事務適性検査 (10分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる	
		職場適応性検査 (20分)	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる	
		教養試験 (60分)	地方行政への关心と理解、国内外の社会情勢への理解と新たな課題に対応するための基礎知識等についての筆記試験	
	土木技師	大卒 短卒	専門試験 (120分)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、材料、施工等についての筆記試験
		高卒	専門試験 (90分)	数学・物理・情報、土木構造設計、土木基礎力学、測量、社会基盤工学、土木施工等についての筆記試験
	建築技師	大卒 短卒	専門試験 (120分)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工等についての筆記試験
		高卒	専門試験 (90分)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工等についての筆記試験
	保健師	—	専門試験 (90分)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等についての筆記試験

※（第1次試験合格者のみ）

第一次試験	種類	種類	内容
	口述試験	事務職 土木技師 建築技師 保健師	人柄、性格等についての個別面接による試験

4 試験日時・場所

区分	日時	試験会場
第1次試験	令和8年2月15日（日） ■受付時間 午前8時10分～8時45分 ■試験開始 午前9時 ・午前中（予定） 各適性検査、教養試験、専門試験	尾鷲市中央町10番43号 尾鷲市役所 2階 会議室
第2次試験	令和8年3月上旬（詳細は第1次試験合格者に通知します。）	

5 合格者の発表（予定）

区分	発表の時期	発表の方法
第1次試験合格者	2月下旬	※いざれも書面（郵送）にて通知。
第2次試験合格者	3月中旬～3月下旬	※電話でのお問い合わせには対応いたしませんので、ご了承ください。

6 受験手続方法

① 紙での申し込みの場合

受験申込書類提出先	〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号 尾鷲市役所 総務課 職員係 電話 0597-23-8112 ※各地区センターでの受付及び預かりはいたしませんのでご注意ください。
-----------	--

受験申込みに必要な書類等	<p>①受験申込書 ②履歴書（専用履歴書。高等学校卒業見込みの人は、全国高等学校統一応募用紙の使用も可能。） ③最終学歴卒業（修了）証明書又は見込み証明書。大学中退（短大卒試験資格）の人は「中退を証する書類（在籍期間が分かるもの）」。 ※3カ月以内に発行したものに限る。 ④成績証明書（高等学校統一応募用紙を使用される人は「調査書」）。大学中退（短大卒試験資格）の人は「修得済の単位を証する書類」 ※3カ月以内に発行したものに限る。 ⑤受験資格に定める資格がある場合は、資格を証する書類 ⑥受験票 ⑦写真2枚（履歴書用、受験票用）縦40mm×横30mm</p>
受付期間等	<p>令和8年1月16日（金）～2月4日（水）</p> <p>午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵送での手続きは、申込書等を角形2号封筒で提出。封筒の表には「尾鷲市職員受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送付してください。また、受験票を送付するために返信用封筒（長形3号又は長形4号の封筒に切手貼付、住所・氏名を記入すること。）を同封してください。 郵送の場合、2月4日（水）午後5時必着。 申込後1週間ほど経過しても受験票が到着しない場合は、総務課職員係までお問い合わせください。

② インターネットでの申し込みの場合

受験申込書類提出先	尾鷲市職員採用案内ホームページより申し込んでください。
受験申込みに必要な書類等	<p>①申込前6カ月以内に撮影した本人の写真（脱帽正面半身、背景無地、縦横比は概ね4:3で顔が鮮明に確認できるもの）の画像ファイル※拡張子がjpg、jpeg又はpngのものに限る</p> <p>②最終学歴卒業（修了）証明書又は見込み証明書。大学中退（短大卒試験資格）の人は「中退を証する書類（在籍期間が分かるもの）」の画像ファイル ※拡張子がjpg、jpeg又はpngのものに限る ※3カ月以内に発行したものに限る</p> <p>③成績証明書（高等学校統一応募用紙を使用される人は「調査書」）。大学中退（短大卒試験資格）の人は「修得済の単位を証する書類」の画像ファイル ※拡張子がjpg、jpeg又はpngのものに限る ※3カ月以内に発行したものに限る</p> <p>④受験資格に定める資格がある場合は、資格を証する書類の画像ファイル ※拡張子がjpg、jpeg又はpngのものに限る</p>
受付期間等	<p>令和8年1月16日（金）～2月4日（水）</p> <p>※申込後、受験票を登録いただいたメールに送りますので、印刷をして第1次試験当日に試験会場にお持ちください。</p> <p>※上記、撮影をした②最終学歴卒業（修了）証明書等、③成績証明書等、④資格を証する書類については、第1次試験当日にご提出ください。</p>

7 採用予定日

令和8年4月1日

8 給与及び勤務時間・休暇

この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づく、給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

なお、令和8年4月に採用された場合の給料（諸手当等除く）は、おおむね次のとおりです。

試験区分	月額			
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
事務職 土木技師 建築技師 保健師	232,000円	216,500円	200,300円	—

「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等により、勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分（1週間あたり38時間45分）、休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）です。ただし、職場や職種によって異なる場合があります。また、年次有給休暇は、1年につき20日（採用年、4月1日採用の場合は15日）あり、このほか特別休暇等があります。

9 試験結果の提供

受験者のうち、希望される方には試験結果を提供します。なお、電話や郵送等による請求はできません。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、学生証等）を持参のうえ、直接お越しください。また、採用試験結果請求書受理後、2週間以内に結果通知書を提供します。

	内容
請求できる人	受験者本人
提供内容	受験者本人の第1次試験、第2次試験の得点及び順位
提供期間	合格発表の日から1ヶ月以内に請求のあったもの
提供場所	尾鷲市職員採用試験選考委員会（事務局：総務課 職員係）

10 注意事項

- (1) 試験会場では、必ず試験官の指示に従い、不正行為や疑わしき行為のないよう注意してください。指示に従わない場合は、受験できない場合があります。
- (2) 申込み手続きに不備がある場合は、提出書類をお返しすることがあります。そのため生じた申込みの遅延等については、一切責任を負いませんので、余裕ある手続きをお願いします。
- (3) 受理した試験に関する提出書類はお返しません。予めご了承ください。
- (4) **荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、試験日前日の午後5時までに尾鷲市ホームページに掲載します。**

【参考1】

●地方公務員法第16条（欠格事項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 尾鷲市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

【参考2】

●公権力の行使に相当する職務

1. 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
2. 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
3. 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
4. その他公権力の行使に該当することとなる職務

●公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、尾鷲市の行政についての企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職等を担当する職が該当します。

◎募集についてのお問い合わせ先◎

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市役所 総務課 職員係

電話 0597-23-8112

FAX 0597-23-3800

メール : syokuin@city.owase.lg.jp